

○国土交通省令第六十七号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九号）及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第二百三十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「寄与する施設」の下に「並びに都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号。以下「令」という。）第八条に規定する公益的施設」を加え、同項第十二号中「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条第二項中「前項第十三号」を「同項第十三号」に改める。

第七条の見出し中「都市計画」を「都市再生事業を行おうとする者による都市計画」に改める。

第十二条中「第十二条第二号ニ」を「第十三条第二号ニ」に改める。

第十四条を削る。

第十四条の二中「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の二第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 立地適正化計画に適合する都市機能

第十八条の次に次の一条を加える。

（都市再生推進法人による都市計画の決定等の提案）

第十八条の二 法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により計画提案を行おうとする都市再生推進法人は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。

一 都市計画の素案

二 別記様式第六による公共施設又は第五十八条に規定する施設（次号において「公共利便施設」という。）の整備又は管理に関する計画書

三 公共利便施設の整備又は管理を行う区域を表示する図面その他必要な図面

四 法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類

五 法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類

第十九条第一項中「別記様式第六」を「別記様式第七」に改める。

第二十二條第一項中「別記様式第七」を「別記様式第八」に改め、同項第十二号中「第二十条第二号」を「第二十一条第二号」に改め、同条第二項中「別記様式第七」を「別記様式第八」に改める。

第二十九条を第六十条とする。

第二十八條の見出し中「都市再生整備推進法人支援業務」を「都市再生推進法人支援業務」に改め、同条中「第七十七条第三項」を「第二百二十二条第三項」に改め、同条を第五十九条とする。

第二十七條の四の見出し中「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に改め、同条中「第七十四条第三号ロ」を「第一百十九条第三号ロ」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十七條の三中「第七十二条の五第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の二十八条を加える。

(誘導施設の整備に関する事業の施行に関連して必要となる事業)

第三十条 法第八十一条第二項第四号口の国土交通省令で定める事業は、法第四十六条第二項第二号口、ハ及びホに掲げる事業並びに第九条に規定する事業とする。

(立地適正化計画の軽微な変更)

第三十一条 法第八十一条第十六項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号に掲げる事項の変更とする。

(国土交通大臣に提出する立地適正化計画の添付書類等)

第三十二条 市町村は、国土交通大臣に立地適正化計画を提出する場合には、当該立地適正化計画に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 立地適正化計画の区域のうち法第四十六条第一項の土地の区域及び当該区域の面積を記載した図書

二 前号の土地の区域内の土地の現況を明らかにした図面

三 第十六条第一項に規定する交付金の額の限度を算定するために必要な資料
(交付金の額)

第三十三条 法第八十三条第二項の規定により法第四十七条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「の区域」とあるのは、「の区域の

うち法第四十六条第一項の土地の区域」とする。

（特定住宅整備事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案）

第三十四条 法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都市計画決定権者に提出しなければならない。

一 都市計画の素案

二 別記様式第九による特定住宅整備事業に関する計画書

三 特定住宅整備事業に関する次に掲げる図書

イ 方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図

ロ 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線及び敷地内における住宅の位置を表示した事業区域内に建築する住宅の配置図

ハ 縮尺、方位及び間取りを表示した建築する住宅の各階平面図

ニ 縮尺を表示した建築する住宅の二面以上の立面図

四 法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類

五 法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境

影響評価法第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類

(建築等の届出)

第三十五条 法第八十八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

- 一 開発行為を行う場合 別記様式第十
 - 二 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合 別記様式第十一
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 開発行為を行う場合にあつては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
 - ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの
 - 二 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合にあつては、次に掲げる図面
 - イ 敷地内における住宅等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの
 - ロ 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

第三十六条 法第八十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第三十七条 法第八十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第三十八条 法第八十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十二による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第三十五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(都市計画法施行規則の特例)

第三十九条 居住調整地域に係る特定開発行為について都市計画法第三十条第一項の規定により申請書を提出する場合における都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十五条第三号及び第十七条第一項第五号の規定の適用については、同令第十五条第三号中「法」とあるのは「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、同項第五号中「法」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあ

るのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等を建築する」とする。

2 居住調整地域に係る特定開発行為について都市計画法第二十九条第一項の許可を受けようとする場合においては、都市計画法施行規則第十六条第一項の開発行為許可申請書の様式は、同項の規定にかかわらず、別記様式第十三によるものとする。

3 法第九十条の規定により都市計画法第三十四条の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行規則第二十八条の規定の適用については、同条中「次に掲げるもの（自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあつては、第一号に掲げるものを除く。）」とあるのは「第二号から第四号までに掲げるもの」と、同条第三号中「区域区分」とあるのは「居住調整地域」とする。

4 法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合においては、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第二十九条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若し

くは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。以下この項において同じ。）を建築する」と、同項の表敷地現況図の項中「建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築して住宅等とする行為」と、「建築物の位置又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、「用途の変更」とあるのは「用途を変更して住宅等とする行為」と、「建築物の位置並びに」とあるのは「住宅等の位置並びに」とする。

（国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の特例）

第四十条 法第九十二条の規定により大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第十五号）第十三条第十一項の規定を読み替えて適用する場合における国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十九号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「都市計画法施行令」とあるのは、「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第二十九条の規定により読み替えて適用する都市計画法施行令」とする。

（開発許可関係事務の処理の開始の公示）

第四十一条 法第九十三条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 開発許可関係事務の処理を開始する旨
- 二 開発許可関係事務の処理を開始する日

（開発許可関係事務を処理する市町村長の特例）

第四十二条 法第九十三条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行規則第十六条第一項、第三十一条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第二項並びに第六十条（都市計画法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合を除く。）の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

（民間誘導施設等整備事業計画の認定等の申請）

第四十三条 法第九十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 方位、道路及び目標となる地物並びに誘導事業区域を表示した付近見取図

二 縮尺、方位、誘導事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに誘導事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都

市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに令第三十二条に規定する公益的施設の配置を表示した誘導事業区域内に建築する建築物の配置図

三 縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図

四 誘導施設等整備事業の工程表

五 誘導施設等整備事業についての誘導事業区域内の土地及び付近地の住民に対する説明会の開催の状況及び当該住民から提出された当該誘導施設等整備事業に関する意見の概要

六 縮尺、方位、誘導事業区域、申請者が従前から所有権等を有する土地及び申請者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに誘導事業区域内の建築物の位置を表示した誘導事業区域内にある土地及び建築物の配置図

七 申請者が誘導事業区域内の土地について所有権等を有する者であることを証する書類その他の申請者が誘導事業区域内において事業を実施することが可能であることを証する書類

八 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類

九 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

十 誘導施設等整備事業により整備される建築物に係る収支の見込みを記載した書類

十一 誘導施設等整備事業の施行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

十二 前各号に掲げるもののほか、法第九十六条第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために国土交通大臣が必要と認める図書

2 法第九十八条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を経由して、国土交通大臣に提出しなければならぬ。この場合において、同項第十二号中「法第九十六条第一項各号」とあるのは、「法第九十八条第二項において準用する法第九十六条第一項各号」とする。

（民間誘導施設等整備事業計画の記載事項）

第四十四条 法第九十五条第三項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 誘導施設等整備事業の名称及び目的

二 当該誘導施設等整備事業が住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る上で効果的であり、かつ、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

三 当該誘導施設等整備事業が立地適正化計画に記載された法第八十一条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであることを明らかにするために参考となるべき事項

四 誘導事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

(民間誘導施設等整備事業計画の公表)

第四十五条 法第九十七条(法第九十八条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 誘導施設等整備事業の名称及び目的

二 認定誘導事業計画に係る建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(民間誘導施設等整備事業計画の軽微な変更)

第四十六条 法第九十八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 工事着手の時期及び事業施行期間の六月以内の変更

三 前二号に掲げるもののほか、誘導施設等整備事業の施行に支障がないと国土交通大臣が認める変更

(民間都市機構の行う誘導施設等整備事業支援業務の基準)

第四十七条 法第百三条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号イからニまでに掲げる方法により支援する業務に係るものは、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであることとする。

(特定路外駐車場の設置の届出)

第四十八条 法第百六条第一項の規定による届出は、別記様式第十六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ 特定路外駐車場の区域

ロ 特定路外駐車場の自動車の出口及び入口

第四十九条 法第百六条第一項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の自動車の出口及び入口の位置とする。

(変更の届出)

第五十条 法第百六条第二項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の位置、規模並びに

自動車の出口及び入口の位置とする。

第五十一条 法第百六条第二項の規定による届出は、別記様式第十七による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第四十八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(建築等の届出)

第五十二条 法第百八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

一 開発行為を行う場合 別記様式第十八

二 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合 別記様式第十九

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 開発行為を行う場合にあつては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの

二 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導

施設を有する建築物とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

第五十三条 法第八十条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第五十四条 法第八十条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第五十五条 法第八十条第二項の規定による届出は、別記様式第二十による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第五十二条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(跡地等管理協定の基準)

第五十六条 法第一百一十一条第三項第三号(法第一百三十三条において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 協定跡地等は、跡地の境界が明確に定められていなければならない。

二 協定跡地等の管理の方法に関する事項は、清掃、除草、病害虫の防除、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定跡地等の適正な管理に関連して必要とされるものでなければならぬ。

三 協定跡地等の管理に必要な施設の整備に関する事項は、物置、防火施設、塀、柵その他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定跡地等の適正な管理に資するものでなければならぬ。

四 跡地等管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

(市町村都市再生協議会を組織することができる都市再生推進法人等に準ずる特定非営利活動法人等)
人等)

第五十七条 法第一百七十七条第一項第七号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号又は第三号に掲げる者とする。

第二十七条の二中「第七十二条の二第一項」を「第七十三条第一項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条を第二十八条とする。

別記様式第一注意3⑤中「市しへは 町 住居誘導地区、」を「町 住居誘導地区 市しへは 特定用途誘導地区、」に、「第6号までに規定する容積率」を「第7号までに規定する容積率」に改め

る。

別記様式第七を別記様式第八とし、同様式の次に次の十二様式を加える。
別記様式第六を別記様式第七とし、別記様式第五の次に次の一様式を加える。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第二条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二田の項中

二面以上の断面図

建築物の各部分の高さ

土地の高低

を

二面以上の断面図

土地の高低

に改め、同表田の項の次に

次の一項を加える。

(三十九の二)			
法第六十条の三の規定が適用される建築物			
二面以上の断面図	配置図	付近見取図	敷地の位置
土地の高低	特定用途誘導地区の境界線	地盤面の異なる区域の境界線	土地の高低

法第六十条の三第一項ただし書の規定が適用される建築物	法第六十条の三第一項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

第十条の四第一項中「第六十条の二第一項第三号」の下に「、法第六十条の三第一項ただし書」を加える。

別記第二号様式注意4⑥、別記第四十三号様式注意3⑤及び別記第四十八号様式注意3⑤中「併しは~~高層住居誘導地区~~、」を「、高層住居誘導地区若しくは~~特定用途誘導地区~~、」に、「第6号までに規定する容積率」を「第7号までに規定する容積率」に改める。

別記第四十九号の三様式注意4⑥及び⑧並びに別記第四十九号の七様式注意3⑥及び⑧中「第5号」の下に「及び第6号」を加える。

別記第六十一号様式注意3⑥及び別記第六十一号の二様式注意3⑥中「併しは~~高層住居誘導地区~~、」を「、高層住居誘導地区若しくは~~特定用途誘導地区~~、」に、「第6号までに規定する容積率」を「第7号までに規定する容積率」に改める。

別記第六十四号様式注意2③及び別記第六十四号の二様式注意2③中「及び~~高層住居誘導地区~~」を「、高層住居誘導地区及び~~特定用途誘導地区~~」に改める。

別記第六十五号様式注意3⑧及び別記第六十五号の二様式注意3⑧中「市又は特別区」を「市、特別区、特別区特別区」に、「第6号までに規定する容積率」を「市又は特別区」に改める。

別記第六十七号の三様式注意3⑥中「市又は特別区」を「市、特別区、特別区特別区」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第三条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則(昭和六十二年建設省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第七十九条」を「第二百二十四条」に改める。

(独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正)

第四条 独立行政法人都市再生機構に関する省令(平成十六年国土交通省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第七号中「都市再生事業又は」を「都市再生事業、」に改め、「都市再生整備事業」の下に「又は同法第九十九条の認定誘導事業計画に基づく同法第九十五条第一項に規定する誘導施設等整備事業」を加える。

(津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正)

第五条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三注意③⑤中「市しへは町田田町藤澤区、」を「、町田田町藤澤区市しへは市田田町藤澤区、」に、「第6号までに規定する容積率」を「第7号までに規定する容積率」に改める。

附 則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。